

財団法人国際科学振興財団研究施設建設設計監理業務

プロポーザル募集要領

平成22年1月

財団法人 国際科学振興財団

財団法人国際科学振興財団研究施設建設設計監理業務

プロポーザル募集要領

1 目的

財団法人国際科学振興財団は、1977年、国の重要プロジェクトとして推進されてきた筑波研究学園都市の建設がほぼ完成を見た節目の時に当たって、当時の土光敏夫経団連会長（財団初代会長）の発意により誕生した研究開発法人であります。

しかしながら、設立以来、当財団の研究施設環境は、新時代における社会の要請に十分に応えているとは言えません。さらに、新公益法人制度に向けて、公益的な事業活動及びさらなる躍進の為に、新研究施設の建設は必要になってきております。

そこで、これらの問題点を解消し、新時代に通用する新たな研究のスタイルを発信することで、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

ついては、新研究施設の建設設計監理に当たり、設計者の柔軟かつ高度な発想力、設計能力、豊富な経験等を求め、取組体制や業務実施方針及び実現等を評価することにより、事業の目的及び内容に最も適した設計者を選定するプロポーザルを実施するものです。

2 プロポーザルの名称及び方式

- (1) 名称 財団法人国際科学振興財団研究施設建設設計監理業務プロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル

3 主催及び事務局

- (1) 主催 財団法人 国際科学振興財団
- (2) 事務局 〒305-0062 茨城県つくば市赤塚字牛ヶ淵586-9
電話番号： 029-839-4600
FAX： 029-839-4601
E-Mail： step@fais.or.jp

4 計画の概要

- (1) 施設の名称 財団法人国際科学振興財団研究施設
- (2) 建設予定地 茨城県つくば市春日
- (3) 敷地面積 約1,157㎡
- (4) 延床面積 約1,000㎡～1,300㎡
- (5) 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

- | | |
|-------------|--|
| (6) 駐車場収容台数 | 総台数 約35～40台 |
| (7) 都市計画法 | 第2種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%） |
| (8) 周辺道路 | 敷地に隣接して東に国道408号線（西大通り）が、西に6m道路が南北に通っている。 |
| (9) 周辺環境等 | 敷地は、平坦である。 |
| (10) 概算工事費 | 約2～2.5億円（本体工事及び付帯工事を含む。消費税込み。）
造成費等は別途。 |
| (11) 実施予定工程 | 設計業務：契約の日から平成22年7月まで（予定）
監理業務：契約の日から平成23年3月まで（予定） |

5 選定方法

二段階審査方式で行います。

(1) 第一次審査

プロポーザルに係る参加表明書等を審査し、提案書（平面、立面、プラン図、監理体制図）等の提出を求める者（以下「ヒアリング要請者」という。）を3者程度選定します。

(2) 第二次審査

ヒアリング要請者のうち提案書等を提出した者を対象としてヒアリングを行い、受託予定者を選定します。

6 スケジュール

(1) 「参加表明書等」の提出期限

平成22年 2月 3日（水）（郵送の場合は、提出期限日必着）

(2) 「参加表明書等」及び「提案書等」の提出に係る「質問書」の受付期限

平成22年 1月29日（金）（必着）

(3) 「質問書」に対する回答期限

平成22年 2月 2日（火）

(4) 第一次審査（ヒアリング要請者の選定）

平成22年 2月 5日（金） 予定

(5) 「提案書等」の提出期限

平成22年 2月15日（月）（郵送の場合は、提出期限日必着）

(6) 第二次審査（ヒアリング）

平成22年 2月22日（月）（別途通知）

7 参加資格等

- (1) 参加資格要件（下記の全ての要件を満たすこと。）

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、一級建築士が5人以上所属していること。
- イ 本業務の広告の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと。
- ウ 会社更生法の適用を申請した者にあつては、本業務の広告の日までに同法に基づく裁判所からの構成手続き開始決定がされている者。
- エ 平成16年度以降に事務所ビル、事務所を含む複合ビル、研究施設等のいずれかで、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、5階建て以上かつ延面積2,000㎡以上にかかる増築もしくは新築工事の基本及び実施設計を元請として履行した実績を有する者。
- オ 配置予定総括責任者又は主任技術者に、構造設計一級建築士（常時3ヶ月以上の雇用関係にあるもの）の資格を有する技術者を配置できること。

8 参加表明等の手続

(1) 資料の入手方法等

「財団法人国際科学振興財団研究施設建設設計監理業務プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）は、下記により入手してください。

ア 資料の備付場所

〒305-0062 茨城県つくば市赤塚字牛ヶ淵586-9

財団法人 国際科学振興財団 事務局

電話番号 029-839-4600

FAX 029-839-4601

E-mail step@fais.or.jp

イ 資料の入手方法

上記ア（以下「事務局」という。）において配付するほか、「財団法人国際科学振興財団ホームページ (<http://www.fais.or.jp/>)」にも書式（ファイル）を掲載しますので、ダウンロードによる入手が可能です。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出期限 平成22年 2月3日（水）午後5時

イ 提出場所 事務局

ウ 提出方法 参加表明者の自己の責任において、持参又は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着するようにしてください。

エ 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（様式1） 1部

(イ) 一級建築士事務所登録通知書の写し 1部

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (ウ) 主要業務等実績書（様式 2） | 5 部 |
| (エ) 上記（ウ）に係る工事完了認定書等の写し | 1 部 |
| (オ) 総括責任者・意匠担当主任技術者・構造担当主任技術者（様式 3） | 5 部 |
| (カ) 技術者の資格及び人数（様式 4） | 5 部 |

オ その他 参加表明書等を提出した者は、この募集要領に同意したものとみなします。

(3) 質問書の提出手続等

ア 質問書の提出場所及び方法

質問は、「質問書（様式 5）」を用い、事務局に F A X または E メールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。

イ 質問書の提出期限

平成 2 2 年 1 月 2 9 日（金）午後 5 時まで（必着）

ウ 回答期限及び回答方法

質問に対しては、平成 2 2 年 2 月 2 日（火）までに個別に回答する。

9 第一次審査（ヒアリング要請者の選定）

(1) 期日 平成 2 2 年 2 月 5 日（金）予定

(2) 評価基準

ア 設計に当たっての実施方針（基本コンセプト）

イ 敷地及び建築計画についての提案（簡易なイメージ、プラン図等で提示）

ウ ユニバーサルデザインの推進、環境への配慮及びセキュリティについての提案

- ・ユニバーサルデザインの視点に立った設備
- ・周辺環境への配慮、省エネルギー対策 等
- ・施設のセキュリティ対策 等

エ 建設コスト及びライフサイクルコストの低減についての提案

- ・構造、工法、素材 等
- ・設備機器及び外装材等の維持管理費 等

(6) その他

ア 本プロポーザルの目的は、優れた設計ができる設計者を選定することにあります。提案者は、本設計にあたっての考え方を「提案書（様式 7）」に、文章で効率かつ簡潔・明瞭に表現してください。提案書は A 3 を使用し、4 枚までにまとめてください。なお、文章を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ、プラン図は使用できますが（着色、彩色可）、具体的な設計図、模型は使用できません。

イ 電送、電子媒体（F D、C D-R 等）による提出は、受け付けません。

ウ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

エ 提出期限後における提出書類の再提出及び修正は認めません。また、設計監理業務を行うこととなった場合、提出書類に記載された総括責任者及び主任技術者は、特別の理由があると財団法人国際科学振興財団が認めた場合を除き、変更することはできません。

オ ヒアリング及び審査会議は非公開とする。

1.1 第二次審査（ヒアリングの実施）

（1）日程等

ア 期 日 平成22年 2月22日（月）予定（別途通知）

イ 場 所 財団法人 国際科学振興財団

ウ 集合時間 別途通知

（2）受託予定者の決定

審査は、第二次審査（ヒアリング）での評価に第一次審査の評価を加算し、最も高い評価の提案者（受託予定者）を1者選定します。

（3）結果の公表

審査結果については、提案書を提出した者全てに文書で通知するほか、「財団法人国際科学振興財団ホームページ(<http://www.fais.or.jp/>)」により公表します。

（4）ヒアリングの際の留意事項

ア ヒアリングの出席者は、自己の出席時間以外の入室（傍聴）は認められません。

イ ヒアリングの出席者は、それぞれ3名（提案チームの担当者）までとします。

ウ ヒアリングの内容は、「提案書（様式7）」及び「取組体制説明書（様式8）」の説明（プレゼンテーション）並びに財団からの質疑とします。

エ ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。ただし、提出した提案書等以外を拡大使用した場合は、失格となります。

オ 拡大映像で説明する際のパソコン及びプロジェクターについては各自で用意すること。事務局ではスクリーンのみ準備します。

1.2 報酬

本プロポーザルの参加報酬はありません。

1.3 設計等の委託

（1）業務名 財団法人国際科学振興財団研究施設建設設計監理業務

(2) 契約手続

財団法人国際科学振興財団は、審査会の結果、最も高い評価の提案者を受託予定者として設計監理業務の契約交渉を行うものとします。その他の理由により契約をできなかった場合は、審査会による評価が次順位の者と交渉を行うものとします。

(3) 委託料

設計監理業務の委託料は、財団法人国際科学振興財団が定める予算額以内とします。

(4) 委託

ア 「提案書」等に記載された内容及びヒアリングの内容は、基本的に尊重しますが、本プロポーザルは、設計適格者を選定するものであることから、契約対象となる設計監理業務の内容は、財団法人国際科学振興財団と十分協議のうえで決定することとなります。

イ 委託範囲は、基本設計業務に加え土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条に規定する事業認定に必要な申請書等の作成業務を含むものとし、履行期間は契約の日から平成23年3月までの予定とします。

ウ 本業務の実施にあたる総括責任者及び主任技術者は、原則として「総括責任者・主任技術者（様式3）」に記載された者とし、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。

1.4 失格条項

提案書提出の要請を受けた者が次の条項のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、財団関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 「提案書」を複数提出した場合
- (3) ヒアリング時に説明用の追加資料等を提出した場合
- (4) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合
- (5) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (6) その他財団が不適格と認める場合

1.5 その他

- (1) 「提案書」等の作成・提出に要する費用は、提案書提出者の負担とします。
- (2) 提出された「提案書」等の知的所有権は提出者に所属しますが、財団法人国際科学振興財団は、選定作業等に必要範囲において複製を作成します。
- (3) 提出された「提案書」等は返却しません。また、財団法人国際科学振興財団は、この書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。

- (4) 現地見学会は特に開催しません。なお、参加表明者が、現地見学あるいは調査を行う場合は、所有者及び近隣へ迷惑がかからないよう十分配慮してください。
- (5) ヒアリング要請者のうち「提案書」等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではありません。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。
- (7) 事務局における各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時30分から午後5時30分までとし、土・日曜日及び祝日は事務を取扱いません。